



平成24年12月19日

各 位

会社名 セメダイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒井 進
(コード番号 4999 東証第2部)
問合せ先 人事総務部長 木下 雅智
(TEL.03-6421-7411)

厚生年金基金特例解散に関するお知らせ

当社が加入する総合設立型の「東京文具工業厚生年金基金」は、平成23年12月2日付「厚生年金基金解散に関するお知らせ」のとおり、普通解散(註1)の方針を決議いたしました。平成24年12月19日開催の代議員会で改めて特例解散(註2)の方針を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特例解散の理由

同基金は、加入員数の減少、年齢構成の高齢化等により、今後、掛金が著しく上昇する見込みであり、かつ、当該掛金を負担していくことが困難であると見込まれることを理由として、平成23年12月2日開催の代議員会で普通解散の方針を決議いたしました。その後、基金財政が一段と悪化したため、普通解散を実現させるためには、一時的あるいは短期間に多額の資金負担が必要となり、これを回避する方策として、解散後に代行部分積立不足額を国へ分割納付する特例を用いて解散する方法により、平成24年12月19日開催の代議員会で改めて特例解散の方針を決議したものであります。実際の解散は数年後となる見込みです。

2. 解散に伴う費用の発生と業績に与える影響

同基金解散に伴い費用の発生が見込まれますが、解散に伴う費用の金額と業績に与える影響につきましては、現時点において不確定要素が多く、合理的な見積り金額が算定できないため、判明次第お知らせいたします。

※普通解散と特例解散

普通解散(註1)

厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、普通解散により解散する時には、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用を一括して返還することとなります。

特例解散(註2)

特例解散により解散する時には、返還額から基金が保有する資産を返還した上で、返還額との差額については、原則5年以内での分割納付が可能となります。(個別企業は一括か分割かを選択可能)

以 上